

[インタビュー]

誤振込における預金債権の帰属

早稲田大学大学院法務研究科教授

話し手 白石 大

早稲田大学大学院法務研究科3年

聞き手 青山 駿

- I はじめに
- II 平成8年最判の概要
- III 誤振込における預金債権の成否
 - 1 最高裁が一律無因としたのは妥当か
 - 2 振込依頼人による錯誤取消しの主張が認められる可能性
 - 3 預金者の認定についての判例・学説との関係
 - 4 民法478条や手形法40条3項の類推適用によって銀行の保護を図ることはできないか
- IV 平成8年最判と後の判例との関係
 - 1 3つの下級審判例との関係
 - 2 刑事事件（平成15年最決）との関係
 - 3 平成20年最判との関係
- V おわりに

I はじめに

青山：2021年11月19日の閣議決定「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、住民税非課税世帯等に対し、一世帯あたり現金10万円の臨時特別給付金が支給されることが決定され、実施主体は各市町村と定められました。これを受けて、2022年4月8日、山口県阿武町の職員が、同町の463世帯分の臨時特別給付金4630万円の支払い手続きを行おうとしたところ、誤ってそのうちの1人の口座に振込入金してしまうという事案が発生しました（山口県阿武町公金誤振込事件。以下「本事件」という。）。

本事件では、受取人が、同町より返還手続である組戻しの要請を受けたにもかかわらずこれを拒み、オンライン決済サービスを用いて複数の決済代行業者に誤振込金の大部分を送金し、消費してしまっていました。無資力となった受取人に返済を期待できるはずもなく、回収は困難を極めました。幸い、受取人が税を滞納しており、町が決済代行業者に対して国税徴収法に基づく検査・差押えをすることができる状況にあったこと、および受取人と決済代行業者との間の契約が公序良俗違反となりうることといった特殊な事情から、町は決済代行業者から誤振込金の全額を回収することに成功しました。なお、受取人は、誤振込であることを知りつつ、これを秘して送金依頼を行ったとして、電子計算機使用詐欺罪で起訴され、一審で有罪となっています（山口地判令和5年2月28日裁判所Web）。

この町の回収劇において、先例として登場したのが最判平成8年4月26日民集50巻5号1267頁です。同判例は、たとえ誤振込の場合であっても、入金された以上そのお金は受取人の預金になり、振込依頼人は受取人にのみそのお金の返還を請求しうる、としています。本事件において町から依頼を受けた弁護士も、当然平成8年最判を前提とした回収を余儀なくされたわけですが、誤振込につき悪意の上で、振込依頼人たる町を害することを知りながら送金依頼に踏み切った受取人をも保護することになってしまう平成8年最判の妥当性に、私は疑問を感じました。同判例は、学説からの批判も多いところですので、銀行員としてのご経験も有しておられる早稲田大学大学院法務研究科の白石大教授に、この点についてのご意見を伺いたいと考えた次第です。

II 平成8年最判の概要

青山：先生へのご質問に入る前に、まずは平成8年最判の概要を確認したいと思います。

この事件では、原告・被控訴人・被上告人である X が、A 銀行大森支店の B の当座預金口座に振込みをしようとして、誤ってかつて取引のあった C 銀行上野支店の D の普通預金口座を指定して C 銀行大森支店に振込依頼をしてしまいます。その結果 D の口座に入金記帳されたところ、被告・控訴人・上告人である Y が、D に対する債権に基づき、この口座の預金債権を差し押さえました。そこで、X が Y に対し、X の振込みに係る預金部分につき、第三者異議の訴えを提起したというものです。

原審（東京高判平成3年11月28日民集50巻5号1293頁）は、以下のように判示して、X の請求を認容した第一審判決（東京地判平成2年10月25日民集50巻5号1290頁）を維持しました。

「振込金について銀行が受取人の預金口座に入金記帳することにより、受取人の預金債権が成立するのは、受取人と銀行との間で締結されている預金取引契約に基づくものである。

振込金による預金債権が有効に成立するために、受取人と振込依頼人との間において当該振込金を受け取る正当な原因関係が存在することを必要とするか否かも、右預金取引契約の定めるところによるべきであるが、振込が原因関係を決済するための支払手段であることに鑑みると、特段の定めがない限り、基本的にはこれを必要とすると解するのが相当である。

この点は、他銀行にある受取人口座への振込の場合であると、本件のように同一銀行他店舗にある受取人口座への振込の場合であることによって、異なるところはない。もっとも、現代における振込は、現金に代わる簡便な支払方法として日常的に大量かつ迅速に行われているから、原因関係を欠くとされる場合を広く認めるときは、振込取引の機能を損なうおそれがある。

しかし、本件の振込は、前記のとおり明白、形式的な手違いによる誤振込であり、このような振込についてまで、誤って受取人とされた D のために預金債権

が成立するとすることは、著しく公平の観念に反するものであり、通常の預金取引契約の合理的解釈とはいいいがたい。

したがって、他に特別の事情の認められない本件においては、DのC銀行に対する本件預金債権は成立していないというべきである。」

「右のとおり、DはC銀行に対して本件預金債権を取得していない。Xの振込金がDの預金口座に入金記帳され、その金銭価値がDに帰属しているように取扱われていても、実質的には、右金銭価値は、なおXに帰属しているものというべきである。

しかるに、Xに帰属している右金銭価値が、外観上存在する本件預金債権に対する差押えにより、あたかもDの責任財産を構成するものとして取り扱われる結果となっているのであるから、Xは、右金銭価値の実質的帰属者たる地位に基づき、これを保全するため、本件預金債権そのものが実体上自己に帰属している場合と同様に、右預金債権に対する差押えの排除を求めることができると解すべきである。」

これに対し、最高裁は以下のように判示して、原判決を破棄し、Xの請求を棄却しました。

「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右金額相当の普通預金債権を取得するものと解するのが相当である。けだし、前記普通預金規定には、振込みがあった場合にはこれを預金口座に受け入れるという趣旨の定めがあるだけで、受取人と銀行との間の普通預金契約の成否を振込依頼人と受取人との間の振込みの原因となる法律関係の有無に懸かせていることをうかがわせる定めは置かれていないし、振込みは、銀行間及び銀行店舗間の送金手続を通して安全、安価、迅速に資金を移動する手段であって、多数かつ多額の資金移動を円滑に処理するため、その仲介に当たる銀行が各資金移動の原因となる法律関係の存否、内容等を関知することなくこれを遂行する仕組みが採られているからである。」

「また、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在しな

いにかかわらず、振込みによって受取人が振込金額相当の預金債権を取得したときは、振込依頼人は、受取人に対し、右同額の不当利得返還請求権を有することがあるにとどまり、右預金債権の譲渡を妨げる権利を取得するわけではないから、受取人の債権者がした右預金債権に対する強制執行の不許を求めることはできないというべきである。」

「これを本件についてみるに、前記事実関係の下では、Dは、C銀行に対し、本件振込みに係る普通預金債権を取得したものというべきである。そして、振込依頼人であるXと受取人であるDとの間に本件振込みの原因となる法律関係は何ら存在しなかったとしても、Xは、Dに対し、右同額の不当利得返還請求権を取得し得るにとどまり、本件預金債権の譲渡を妨げる権利を有するとはいえないから、本件預金債権に対してされた強制執行の不許を求めることはできない。」

このように、最高裁は、振込依頼人・受取人間の原因関係の存否と、被仕向銀行・受取人間の預金契約の成否につき、例外なく一律無因としました。

III 誤振込における預金債権の成否

1 最高裁が一律無因としたのは妥当か

青山：それでは、先生へのご質問をはじめさせていただきます。まず、銀行に10年以上勤めていた先生からみて、平成8年最判は銀行業界からどのような印象を持たれていたと思いますか。

白石：平成8年最判は、銀行業界から見ると、「当然そうだよ、そう考えてもらわないと困りますよ」、というような判決ではあります。特に、判旨の中の振替制度の趣旨に関する言及は、銀行業界でもシンパシーを持たれているのではないのでしょうか。つまり、「いちいち原因関係なんて調べていられないでしょう」と。毎日無数の振込を処理しないといけないのに、原因関係の有無をいちいち確認するのは現実的ではないし、その原因関係があるかないかによって、被仕向銀行における預金の成立が左右されるというのは、実務的には耐えられないと銀行関係者は思っているはず。だから、それを最高裁が正面から認めたという

のは、銀行業界からしてみると、当然というか、そう考えてもらわないと困る、というところなのではないかな、と思います。ただ、それを預金債権の帰属という形で問題を立てるのが良いのかどうかは、まだ議論の余地があるところだとは思いますが、いずれにしても、振込制度に関する最高裁の理解は、実務からは当然のこととして承認されるのではないのでしょうか。

青山：そうすると、最高裁が無因としたことについては、先生も同意されるということによろしいのでしょうか。

白石：一般論としてはそうですね。原因関係の有無によって振込の効力が左右されるのは、ちょっと耐えられない。そこは多分動かせないと思うんですよね。平成8年最判の原審判決は、「振込金による預金債権が有効に成立するために、受取人と振込依頼人との間において当該振込金を受け取る正当な原因関係が存在することを必要とするか否かも、右預金取引契約の定めるところによるべきであるが、振込が原因関係を決済するための支払手段であることに鑑みると、特段の定めがない限り、基本的にはこれを必要とする」と言っています。これは、原因関係がないと受取人の預金債権は成立しない、そういう契約解釈だということですが、その考え方は実務的には厳しいという印象があるのです。だから、最高裁が無因だとしたことについては、私は「やっぱりそうだよね」と思います。

青山：わかりました。

白石：ただし、誤振込をしてしまった人と差し押さえた人のどちらを救済するかというのは、その次の問題なので、そこで何らかの方法で妥当な解決を導ければよいな、とは思っています。

青山：ちなみに、最高裁は判旨において、無因とする理由を普通預金契約の解釈と振替制度の意義の2つに求めていたと思います。このうち、契約解釈について、「受取人と銀行との間の普通預金契約の成否を振込依頼人と受取人との間の振込みの原因となる法律関係の有無に懸かせていることをうかがわせる定めは置かれていない」ことをもって無因だとする判断は、妥当だと思われますか。

白石：平成8年最判が述べる2つの理由づけの中では、振込制度の意義ないし仕組みのほうが大きかったのではないのでしょうか。契約解釈については、書いてないというのはどういうことなのか、いろんな解釈の余地がありますが……。原因関係がなければ当然に預金は成立しないという前提であえてわざわざ書いてないという可能性もありますし、あまり決め手にならないように思います。どちらかというところ、振込というのは原因関係の有無をいちいち調べないで決済することに社会的・経済的な意味があるのだ、ということの方が、主たる理由づけなのではないでしょうか。

2 振込依頼人による錯誤取消しの主張が認められる可能性

青山：また、最高裁は判旨において言及していませんが、原告は振込依頼の錯誤無効（平成29年債権法改正により現在は錯誤取消し）による預金債権の不成立も主張していました。原審は誤振込について「Xに重大な過失がある」としてこの主張を認めませんでした。先生は錯誤取消しの可能性についてどのように考えられますか。

白石：錯誤取消しはやはり難しいでしょうね。依頼人と仕向銀行との間の振込委託契約は錯誤で取り消せる可能性がありますが、この取消しによっても、仕向銀行と被仕向銀行との間の契約や、被仕向銀行と受取人との間の契約を無効にすることはできません。不動産を錯誤で売り、それが転々譲渡された後に売主が取り消した場合には、民法95条4項の要件を満たしているか否かによって売主が取り戻すことができるかが決まります。しかし、それとパラレルに論じられるかということ、取消しによって振込金が振込依頼人に物権的に戻ると言えないと、同じ土俵に乗って来ません。ですから、依頼人と被仕向銀行との間の契約だけ取り消しても、振込金は取り返せないというのが、一般的な考え方ではないかと思えます。

3 預金者の認定についての判例・学説との関係

青山：わかりました。それでは次に、預金者の認定についてお伺いしたいと思います。従来の学説では、客観説、主観説、折衷説などの対立があり、無記名定期

預金についての最判昭和48年3月27日民集27巻2号376頁や、記名定期預金についての最判昭和52年8月9日民集31巻4号742頁は客観説を採用していますが、他方平成8年最判は採用していません。

白石：そうですね。客観説であれば出捐者の預金になるので、この事案だと誤振込した人の預金になるはずですよ。そうは言っていないので、客観説ではないのでしょうか。

青山：なので、昭和48年最判・昭和52年最判と平成8年最判で、預金者の認定の判断手法が異なることになった理由も、お聞きしたいです。

白石：そこはよく言われていることですが、やはり定期預金と普通預金とは違いがあるでしょう。さらにいうと、記名式の定期預金と無記名式の定期預金も本来は違いがあるはずですよ。最初に出された昭和48年最判は無記名定期預金についてのもので、無記名というのはそもそも預金の名義がないので、何をもとにして預金者を認定するのかということ、お金を出した人か、預入行為をした人か、口座管理している人か、そのいずれかになるでしょう。しかし、無記名の場合は、銀行の側から見ると、誰が預金者なのかについては完全に無関心なんですよ。銀行は、ただ単に届け出がされている印鑑と合う印章を持ってきた人に払い戻せば免責されるので、無記名預金の払戻しに関しては銀行側の利益はほとんど考える必要がありません。そうするとあとは、出捐した人と預入行為をした人のどちらを預金者としてみるのが妥当かといえ、それは出捐者の方だという判断が、割と容易に導きやすい。

これに対して、記名式の定期預金の場合は口座名義があるので、その口座名義を無視してもいいんですか、という議論はありえます。しかし、定期預金の場合は、仮に記名式であったとしても、お金を出した人に預金が帰属するという考え方は、それほどおかしな考え方ではないようにも思います。つまり、定期預金は残高が変動せず、約定の期間ただ資金を預かるだけです。定期預金契約を結んだことに伴う銀行の義務は、基本的には利息をつけて払い戻すということだけなので、預金者が誰なのかということに対して、さほど大きな関心を寄せる契機がないのです。なので、判例の流れとしては、惰性で無記名式定期預金から記名式

定期預金にまでそのまま客観説がスライドしていったような印象はありますが、定期預金の限りにとどまるのであれば、そこまで大きな違和感はありません。

しかし、客観説が普通預金にまで及ぶかという点、それはやはり違った考慮が必要になります。普通預金は流動性預金であり、預入と払戻しが継続的に行われて口座の残高が常に変動するという特性がありますから、そういったものにも客観説が妥当するののかについては、かなり慎重に考えなければならないと思います。

ところで、平成15年の2つの判決（最判平成15年2月21日民集57巻2号95頁、最判平成15年6月12日民集57巻6号563頁）は、普通預金について、従来の客観説と違う立場をとったのではないかとされていますが、もしかすると、定期預金の方の客観説も、同じく契約の解釈をしていただいただけなのかもしれません。ただ、定期預金と普通預金の特性の違いによって、何を考慮しなければならないかというファクターの軽重は異なります。定期預金の場合は、誰がお金を出したかというファクターが相対的に重いので……無記名の場合はさらに重くなるので、「出捐者＝預金者」という考え方が割と成り立ちやすい。それに対して普通預金の場合は、お金を出した人が直ちに預金者だとはなかなかかなりにくいところがあります。普通預金はいろんなところからお金が入ってきますが、ここでも「出捐者＝預金者」だとすると、「預金のうちのこの部分は振り込んでくれたAのもの」、「別のこの部分は自分で入金したから預金者B自身のもの」、などという形で普通預金の残高を切り分けていく必要が生じ、それはなかなか難しいように思います。

青山：普通預金においては、預金債権は一個と考えるということですか。

白石：それに関しては判例があります（最大決平成28年12月19日民集70巻8号2121頁）。これは預金債権の共同相続の事案でしたが、最高裁は、「口座に入金が行われるたびにその額についての消費寄託契約が成立するが、その結果発生した預貯金債権は、口座の既存の預貯金債権と合算され、一個の預貯金債権として扱われるものである」と判示しています。一個の債権となるための法的構成は、更改なのか商法の交互計算なのか、その点はあまりはつきりしませんが、いずれにし

ても一個の預貯金債権が成立すると最高裁は明言しているのです。

それからもう一つは、普通預金は単なる消費寄託ではないということです。判例（最判平成21年1月22日民集63巻1号228頁）は、「預金契約に基づいて金融機関の処理すべき事務には、預金の返還だけでなく、振込入金を受入れ、各種料金の自動支払、利息の入金、定期預金の自動継続処理等、委任事務ないし準委任事務……の性質を有するものも多く含まれている」と判示しています。もっとも、この判決は普通預金に限定しないで、定期預金なども同じく委任・準委任の要素があると言っているのですが、学説では、定期預金はそれほど委任・準委任的要素が多くないとみる見解もあります。それに対して、普通預金は、公共料金の引き落としとか、振込もありますし、委任の要素を考えなければならないという度合いが高いので、定期預金と比べてもよりいっそう、単純に寄託契約だと言い切ることはできません。そうすると、そのような混合契約としての預金契約について、当事者は誰かということを考える上では、「出捐者が契約の当事者だ」とは単純に言えないところがやはりあるのではないのでしょうか。さらにいうと、マネーロンダリングの問題などもあるので、普通預金に関しては、単純に「出捐者＝預金者」といえるものではないというのが私の考えです。

それでは、平成15年の2つの最高裁判決が判例変更をしたものなのかということですが、そもそも定期預金でも、どんな場合であっても出捐者が常に預金者だとされていたわけではありません。そうすると、定期預金の判例も普通預金の判例も、どちらも契約解釈を行っていることにはかわりがなく、ただ、どのファクターをどれだけ強く見るかが預金の種類によって異なっている、とみることが可能であるように思います。

青山：そうすると預金契約の解釈ということになると思うのですが、平成15年2月の最高裁判決の判旨で挙げられている考慮要素は果たして適切でしょうか。

白石：そうですね…。他に何か考慮すべきことがありますか。それとも、考慮しないほうがよいものが含まれているとお考えですか。

青山：岩原先生もご指摘されていたところ（岩原紳作「預金の帰属——預金者の認定と誤振込・振り込め詐欺等」『商事法論集II 金融法論集(上)金融・銀行』[2017] 288頁）です

が、金融機関や預入行為者が誰を契約相手と考えていたかを慎重に認定するために、両者の意思を推認できる他の要素も、考慮すべきだったのではないかと思います。特に最高裁は口座名義を重視していたようですが、これは形式的に過ぎないかな、と感じました。

白石：判決文は、当事者が実際にどう考えていたのかというところからは離れて、割と客観的なファクターを挙げています。そこが問題ではないかというのが岩原先生のご見解ですね。

預金の問題を離れて、一般的な契約当事者の認定の問題として考えると、何を重視することになるのでしょうか。契約の解釈に関して、客観説をとるか意味付与基準説をとるかによって多少は違うかもしれませんが。

青山：預入した時の預入行為者の態度などでしょうか。

白石：契約の解釈に関する客観説だと、表示行為によって示された意思の内容を見るわけですね。預金の問題に引き直すと、それは誰の名義で口座を開設するのかということであり、預金口座開設の申込みの意思表示で示されている名前に注目すべきこととなります。もちろん銀行も、マネーロンダリングの問題があるので、口座開設を申し込んできた人が本当にその名義人であるかを調べます。しかし、A という人が窓口に来て預金をしたいと言っているけれども、実はそれはA がB から頼まれてB のために預金しようとしていたのだ、などということは、銀行は通常は知る由がないでしょう。もしA から、「実はこれはB のために預金するんですよ」などと聞かされていれば、また違った考慮がありうると思います。そのような事情がないとすると、A が来店して「A の名義で口座を開きたい」と申し込んできたときには、それを承諾する銀行は、A のための預金を開設するという認識を持って契約を結ぶはず。そうだとすると、契約の解釈に関して客観説をとる場合には、やはり、口座名義に大きな意味があるといわざるをえません。

そして、それは意味付与基準説でも同じことだと思います。「A という名義だが実はB の預金だ」と考えているA と、A の名義で申し込まれたのでA の預金口座を開設するつもりである銀行とで、どちらが付与した意味が正当かという

と、それは銀行の方が正当だということになるでしょう。

ですので、契約解釈のコロラリーとしての「契約当事者の確定」の問題に引き付けて預金者の認定を考えていくと、結局は名義が重視されることになるように思われます。もちろん、窓口に来た時の態度などの周辺的な事情は、客観説であれば、誰の名義で意思表示がされているのかという判断に影響を与えるでしょうし、意味付与基準説であれば、どのような意味が付与されているか、そのような意味付与が正当かという判断に影響を与えてくることはあるでしょう。しかしやはり、一番大きなウェイトを持つのは名義であろうと思います。潮見先生のように、預金名義ですべて決めてしまえばよいという考え方（潮見佳男「損害保険代理店の保険料保管専用口座と預金債権の帰属（下）」金法1685号（2003年）44頁）は流石に極端かなとは思いますが、名義が最も重要なファクターであるという点に関しては私も同感です。おそらく、銀行実務から見ても、名義を基準にするというのは最も受け入れられやすいはずで

青山：わかりました。ちなみに、岩原先生が主張されている当事者の相対的構成（岩原・前掲264頁）については、どのように考えられますか。

白石：それは、預金者の認定の問題と、預金債権の帰属の問題とを切り分けるという発想ですよ。預金債権の帰属については物権的に考えて、もともとお金を持っていた人（誤振込人）のものともみることだと思います。平成8年最判のように、誤振込であっても被仕向銀行と受取人との間で預金が成立すると考えなければならない理由は、結局のところ、被仕向銀行が払ってしまったときに、免責されなくなる事態を避けるためです。平成8年最判の後に現れた刑事の判決（最決平成15年3月12日刑集57巻3号322頁）は、受取人に預金債権が帰属しているとはいえ、受取人は告知義務があるから払戻請求をしてはならないとしています。誤振込であっても預金は被仕向銀行と受取人との間で成立しているというのは、被仕向銀行を保護するためにそういう結論をとっているだけであって、別に受取人を保護しようとしているわけではないのです。

そうすると、この場合に被仕向銀行と受取人との間で成立している預金債権は、自然債務的なものであるとも考えられます。誤振込であっても、受取人の被仕向銀行に対する預金債権は成立しているけれども、受取人はその債権を行使

してはならない。しかし逆に、債務者である被仕向銀行の側から受取人に弁済することはできて、その弁済によってその債務を消滅させることができる、と。これらの判例では自然債務の概念は用いられていませんが、導こうとしている結論はそういうことなのではないかと思います。

青山： それでは、物権法的アプローチを採ることも考えられますか。

白石： 普通預金が一個の債権になるということが一番大きなネックなのでしょ。うね。森田宏樹先生は、それを根拠に、誤振込人に優先的な権利を認めるのは難しいという立場を採っておられます（森田宏樹「振込取引の法的構造」中田裕康=道垣内弘人編『金融取引と民法法理』（有斐閣、2000年）182頁以下）。もともとあった預金と混ざってしまって一個の債権になるということがなければ、実質的な経済的価値は誤振込人に帰属しているので、その人に優先的な権利を与えるというのは割と出てきやすい考え方ではあるのですが、そこで普通預金の特殊性をどのように考えるかが大きな課題になりそうです。

平成8年最判には批判も多いですし、私も結論の落とし所としてはあまり良くないと思います。なので、何とか解釈を工夫したいところではありますが、優先的な……つまり物権的な権利を誤振込人に与えるというのは、日本の民法理論の中に位置づけるのが難しそうです。価値のレイ・ヴィンディカティオ（物権的価値返還請求権）というものが認められるのであれば、それを行使すればよいのですが、それは日本では認められていません。松岡先生の価値追跡の研究（松岡久和「アメリカ法における追及の法理と特定性」林良平先生献呈論文集『現代における物権法と債権法の交錯』（有斐閣、1998年）357頁以下など）があるように、議論は継続的に行われていますが、債権と物権の区別を重視すると、債権的な権利に物権的な効力を認めるというのは簡単ではないように思われます。

もう一つのありうる構成は、中田先生が平成8年最判の評釈の中で書いておられるように、騙取金弁済の判例（最判昭和49年9月26日民集28巻6号1243頁）をここに応用するというものです（中田裕康「判批」法教194号（1996年）131頁）。これは、差押債権者が誤振込であることについて悪意または重過失であるときは、騙取金弁済と同様に考えるということです。騙取金弁済の判例に従えば、差押債権者が第三債務者である銀行から取り立てた後に、その差押債権者が誤振込に

ついて悪意または重過失であったことを理由に不当利得返還請求をするということになりそうですが、中田先生は、この判例の趣旨を推し及ぼせば、差押債権者が取り立てる前から第三者異議ができるのではないかと示唆されています。この考え方は、価値のレイ・ヴィンディカティオを認めるよりは難が少ないと思います。ただ、昭和49年最判をベースとして第三者異議まで認めるには、ハードルが二段階ありそうです。一つは、誤振込金は「騙取金」ではないという点で、もう一つは、支払った後の不当利得の問題を取り扱う昭和49年最判を、支払の差止めに応用することができるかという点です。最高裁判例をアレンジするというアプローチなので、可能性としてはありうると思いますが。

4 民法478条や手形法40条3項の類推適用によって銀行の保護を図ることはできないか

青山：ちなみに、民法478条での銀行の保護の可能性は、どの程度あると考えられますか。

白石：元来、預金者の認定に関する客観説の発想は、出捐者を預金者として認定してしまって、それを知り得なかった銀行については、478条で保護してあげればよいというものです。それで被仕向銀行としての保護は必要十分な形で図られるから、別に受取人と被仕向銀行との間で預金を成立させる必要はないということですね。ただ、客観説だと、民法478条でカバーしきれぬかが問題になってくる可能性があります。最初から最後まで誤振込だと知らずに払い戻した場合は、銀行は免責されるでしょうが、誤振込だということを最初は知らなかったけれど、後から伝えられて知った、しかしそれにもかかわらず払い戻してしまった、という場合は、銀行は悪意だから免責されないということになるでしょうか。

青山：振込依頼人から組戻しの要請等により誤振込の事実が知らされるだけでは足りず、振込依頼人がこれを証明する資料を提出して初めて銀行が免責されない、とすべきだと思います。

白石：それは手形法40条3項を類推適用するという考え方ですね（岩原紳作=森

下哲朗「預金の帰属をめぐる諸問題」金法 1746 号（2005 年）38 頁）。

青山：そこまでしてもらったら、さすがに預金債権の成立を認めなくてもよいのではないかと。

白石：確かに、岩原先生や森下先生がおっしゃるのは十分ありうる考え方です。平成 8 年最判は被仕向銀行の保護を考えていますが、この事件の当事者は誤振込した人と差押債権者であって、銀行は関係ないともいえます。ですから、被仕向銀行の保護を考えて、そこから演繹的に差押債権者の方を優先するという思考方法をとる必要はなかった、というのはその通りです。そうではなく、誤振込では被仕向銀行と受取人との間に預金は成立しないと考えて、被仕向銀行は民法 478 条や手形法 40 条 3 項の（類推）適用で保護してあげれば十分だというのが岩原先生などの考え方ですね。

青山：はい。

白石：しかし、民法 478 条や、手形法 40 条 3 項の類推で銀行を救うのだとしたら、銀行は受取人に払えば免責されるわけですね。そうすると、原因関係がなくても預金が成立するというのとほぼ同じことになるのではないのでしょうか。

青山：悪意または重過失であった場合には……。

白石：確かに、銀行が民法 478 条や手形法 40 条 3 項の保護を受けられないケースは、結論が変わってきますね。そのような場面では、銀行は払い戻しても免責されませんので、平成 8 年最判を前提とした場合とは異なって、銀行は知った以上は払い戻してはならないことになります。そちらの方が、落とし所として良いという見方ももちろんありうるでしょう。

私も、差押債権者が勝つという平成 8 年最判の結論が良いと思っているわけでは必ずしもないのですが、ただ、民法 478 条で被仕向銀行の保護として十分かという点はもう少し検討が必要であるように思われますし、手形法 40 条 3 項も、本当に類推が可能なのかについて、さらに詰めて考える必要があると思いま

す。

また、普通預金債権の一部についてだけ物権的な効力を及ぼすことができるのかというのはやはり気になりますね。残高が変動したとき……たとえば、振り込まれたお金が一度払い戻され、その後に残高が復活したときなどは、どのように考えればよいかも問題となります。それらを気にしすぎていたら救済が図られないから、基本的には誤振込人が価値追跡できるようにすべきだというのが、岩原先生や森下先生のお考えだとは思いますが。

青山：やはり、銀行にとっては負担になりますか。

白石：この考え方だと、銀行としては誰が預金者なのかを確定するのに相当な困難が生じるので、迅速・画一的な処理ができなくなるでしょうね。誤振込金が入ってきたら、そこから先は全額を口座名義人の預金と見ることはできなくなり、そのうちの一部は誤振込人のものとして扱うこととなります。また、残高が変動したらその都度、誤振込人に帰属する預金がどの範囲かを確定しなければならないことになるので、相当な手間になるのは間違いないでしょう。

青山：わかりました。

IV 平成8年最判と後の判例との関係

1 3つの下級審判例との関係

青山：続いて、平成8年最判と、その後で出された複数の最高裁・下級審判例との関係についてお伺いしていきたいと思います。まず、3つの下級審判例（名古屋高判平成17年3月17日金判1214号19頁、東京地判平成17年9月26日判タ1198号214頁、名古屋高判平成27年1月29日金判1468号25頁）について、どの判例も、平成8年最判を前提としながらも、被仕向銀行が誤振込があることを認識しつつも、誤振込に係る受取人の預金債権と、被仕向銀行が受取人に対して有する貸金債権との相殺を無効としています。

白石：この3つはすべて、相殺をした被仕向銀行に対して誤振込人が不当利得返還請求をして、それが認められた、というものです。

青山：はい。本事件でも、町は被仕向銀行に対し、相殺をさせないよう警告書を送付していましたので、問題となりえた局面だと思います。

白石：今ご紹介のあった平成17年東京地判と平成27年名古屋高判の2つは、不当利得返還請求を認める根拠として、公平の見地を挙げています。これは、不当利得でいう衡平説を採るものと考えられますが、衡平説は類型論と比べると、どこをどう見れば不当利得となるのかが理論的にあまりクリアではありません。

青山：といたします。

白石：これらの判決も、やはりどこをどう見れば不当利得となるのかがあまりはっきりしていなくて、全体として見ると利得を正当化できるような事情がないので不当利得だ、という判断をしている感があります。価値判断としては、平成8年最判が出た後でもこういう裁判例が出ているのは着目すべきだと思いますが、理論的にはもう少しクリアしなければならない問題があるのではないでしょうか。

それから、平成17年名古屋高判は、事案がやや特殊であるようにも思われます。この事件では、受取人が誤振込であることを認めて、払戻請求するつもりはないと言っており、この判決は、誤振込金は現実には払い戻されない以上、被仕向銀行には利得があるとして不当利得返還請求を認めています。これは、先ほど見た平成17年東京地判や平成27年名古屋高判と比べると、不当利得が成立する根拠が非常にクリアではあるのですが、受取人がもう払戻請求しないという場合にのみ使える構成なので、一般化することが難しいという印象です。

青山：なるほど。ちなみに、受取人が翻意する可能性も考慮した上で、ということですか。

白石：平成17年名古屋高判の事案は、被仕向銀行が相殺したというものなので、受取人が翻意して払戻しを請求するという事態にはなりにくいでしょうが……。一般論としては、受取人が翻意したらどうなるのかというのは、確かに疑問ではありますね。

またそれとは別の観点として、相殺をしようとする被仕向銀行は、預金債務の債務者というよりは、むしろ受取人に対する債権者としての立場の方がより強く現れるので、平成8年最判における差押債権者と立場が近いとみることもできそうです。ところが、平成8年最判では差押債権者が勝ったのに対し、この一連の下級審裁判例は、被仕向銀行の利益保持を認めなかったわけですから、そこを捉えて、価値判断が平成8年最判とは違っているとみることができるかもしれません。ただ、これらはすべて下級審裁判例なので、被仕向銀行が相殺したという事案について、最高裁が被仕向銀行に対する不当利得返還請求を認めるかどうかは、よくわからないところがあります。

青山：では、これら3つの下級審判例は、あくまで銀行との相殺の局面でしか適用されないということでしょうか。誤振込の事例において一般化することはできないということになりますか。

白石：それはわかりません。一言で誤振込と言っても、問題となる局面はいろいろとあります。平成8年最判は、受取人の債権者による差押えが有効かどうか争われたケースですし、平成15年最決では、受取人が払戻し請求できるかどうか争われました。それに対して、平成17年東京地判・名古屋高判や平成27年名古屋高判で争われたのは、被仕向銀行が預金を受働債権として相殺できるかどうかという問題です。つまり、問題となる局面が違うので、平成8年最判との関係を検討してみる余地はあると思います。

先ほど言ったように、差押債権者と、相殺の局面における被仕向銀行とは立場が似ていますが、差押債権者を勝たせた平成8年最判の論理から必然的に、被仕向銀行の相殺も認められるかということ、必ずしもそうとは限らないように思われます。それというのも、相殺のケースは騙取金弁済に近いのですよね。弁済ではなくて相殺ですが、債権の消滅行為ということでは共通しており、本来は受取人のお金ではないのを知りながら弁済を受けたのと同じとみることもできそ

うです。そうするとこれは、騙取金弁済の昭和49年最判の延長上にあると見ることもできるので、もし最高裁が相殺のケースを判断する機会があれば、不当利得返還請求を認める可能性もないとはいえないように思います。

青山：それは平成8年最判の判例変更ではないですよ。

白石：判例変更ではないでしょうね。平成8年最判に従い、預金が被仕向銀行と受取人との間で成立することは認めた上で、相殺による利益を保持することは認められないということなので、平成8年最判とは矛盾しません。

2 刑事事件（平成15年最決）との関係

青山：では次に、刑事事件との平仄についても伺っていきたいと思います。本事件でも受取人にはすでに刑事で有罪判決が出ていますが。

白石：そうですね。平成15年最決を完全に下敷きにしている判決ですよ。

青山：平成8年最判と平成15年最決の帰結は、一見矛盾するようにも思えますが、両立すると考えることはできるのでしょうか。

白石：両立すると考えるのは無理ではないと思っています。自然債務という概念を用いるかどうかは別として、銀行の側が受取人に弁済をするのは有効だけれど、受取人の側が被仕向銀行に対して払戻しを請求することはできないというのは、ありうることだと考えられます。預金の成立と行使とは一応区別して考えられるので、「預金債権は成立するが行使はできない」ということは、一応矛盾しない形で説明することができるだろうと思います。この点について、青山さんはどう考えますか？

青山：私は、両立しないと考えていました。その上で、平成8年最判には例外を認めるべきと。

白石：「両立しない」というのは、「預金は成立しているけれども、預金者の側か

らは払戻請求ができない」というのは矛盾があるということですね？

青山：そうですね。債権があるのに、それを行使できないという場面は両立しえないと考えていたため、平成8年最判の射程が及ばない場合として、平成15年最決のような場面を想定していました。

白石：そのように考える人は多いと思います。だから、この2つの最高裁判例の関係がうまく説明できないと批判する見解が多いのです。平成8年最判は、誤振込した人と差押債権者との間の紛争でしたが、受取人の払戻請求の可否や、被仕向銀行による相殺の可否にまで平成8年最判が波及するののかということですね。

青山：ちなみに、受取人による払戻しや資金の移転行為に犯罪が成立する場合には、預金債権の成立を否定するという考え方についてはどう思われますか。

白石：それは最高裁とは違う考え方ですが、最高裁の立場を離れて、預金は受取人と被仕向銀行の間では成立しないと考えるならば、払戻請求は当然できないはずですね。このように考える方が、平成15年最決はよりすんなりと説明できるでしょう。ただ、何をもって欺罔行為とするかが変わってくるのでしょうか。本当は預金債権はないのに、「ある」と偽って払戻請求をしたから詐欺罪、ということになるのでしょうか。預金があることを前提として、誤振込であることを告知しなければならないのにそれを怠ったのが欺罔行為である、とするのが最高裁の立場ですが、それは平成8年最判があって、預金が受取人と被仕向銀行の間に成立することを前提としなければならないからそういう構成になるわけです。平成8年最判を前提としないのであれば、そもそも受取人は預金を取得していないけれども、あたかも取得したかのように偽って払戻しを受けたことが欺罔行為であるとみることもできるのではないのでしょうか。

3 平成20年最判との関係

青山：わかりました。ありがとうございます。それでは、最後に最判平成20年10月10日民集62巻9号2361頁についてお伺いします。この判例は、誤振込に

関してのものではないですが。

白石：平成 20 年最判は、夫の預金通帳と印章が盗まれ、勝手に解約されて、妻の普通預金口座に入金されたので、妻が銀行に対して払戻請求をしたというケースです。最高裁は、平成 8 年最判と同様に妻名義の預金債権の成立を認めた上で、権利濫用となる「特段の事情」がない限り妻が払戻請求できるという趣旨のことを言っています。もちろん、盗られた人とお金が入ってきた人とが夫婦で、同一の家計だという特殊性はありますが、そこはあまり判決文は重視していないように見えます。一般的・抽象的な、射程の広い判示をしているので、事案の特殊性をどれほど考慮しているのかについては、なんとも言いにくいところがあります。

この平成 20 年最判は、「特段の事情」があれば払戻請求が権利濫用になると述べていますが、誤振込のケースがそれにあたるかというのが青山さんの問題意識なのでしょうか。

青山：はい。

白石：平成 20 年最判と平成 15 年最決を照らし合わせて読むと、誤振込でお金を受け取った者が黙って払戻請求をするというのは、権利濫用にあたるように思われますが……。

青山：「詐欺罪等の犯行の一環を成す場合であるなど」というところが、振り込め詐欺とかオレオレ詐欺とか、そういう犯罪なのかなと。調査官解説にも、そういったものを例示として挙げている部分がありましたので。

白石：そうですね……。ただ、もし誤振込であっても「特段の事情」にあたらず払戻請求ができるとしたら、刑事の平成 15 年最決と完全に矛盾するのではないのでしょうか。

青山：なるほど。

白石：民・刑で評価が違っていてもよいという考え方はありうるかもしれませんが、民事では適法だが刑事では犯罪になるというのは、いかがなものでしょうか。やはり、誤振込で入ってきたお金を受取人が払戻請求することはできないと考えたいところです。

山口の事件でも、被告人が決済代行業者にお金を移し替えてしまう前だったら、被仕向銀行が預金にブロックをかけて、払い戻しできないようにしてもよかったのでしょうかね、おそらく。

青山：もともと、本事件で平成 20 年最判を考えると、銀行としては払い戻すべきではなかったとまでは言えないということですか。

白石：平成 8 年最判は、被仕向銀行が受取人に対して弁済したとしても、民法 478 条を適用するまでもなく銀行を免責してあげるために、預金が受取人と被仕向銀行との間に成立しているという構成を採ったと考えられます。そうだとすると、仮に被仕向銀行が誤振込であることについて悪意であったとしても、弁済したら免責されるのではないのでしょうか。その弁済は無効だから、もう一回誤振込をした人に対して弁済をしなければいけない、とはならないように思います。

青山：あくまで受取人が権利を濫用しているだけということですね。

白石：権利濫用であると言わなければならない理由は、権利自体はあるからです。受取人は預金債権を取得しているのだとすると、それを行使するのは権利の濫用だという構成を採らざるを得ません。しかし他方で、権利濫用だとすると、被仕向銀行としては、払戻請求に応じなくてもよかったわけです。本事件では、被告人が誤振込金をインターネットバンキングで決済代行業者に送金したのですが、それもできないようにするために、誤振込金 4300 万円を被告人の普通預金から抜いて別段預金でプールしておき、被告人自身は 4300 万円にアクセスできないようにする、などというようなことを仮にしていたとしても、銀行は履行遅滞責任を問われなかったはずです。もしそのような措置が採られていれば、あのようなドラマは生まれなかったでしょう。

V おわりに

白石：本事件の場合、町が、被告人から資金の移動を受けた決済代行業者に対して不当利得返還請求をするということも考えられたでしょうか。ただ、それはむしろ、騙取金弁済の問題に近づいてくるのでしょうか。受取人が騙取したわけではないけれども、本当はもらえるはずではなかったお金を、振込依頼人が間違っただために懐に収めてしまったと。それで、そのお金を使って、債務の弁済ではないけれども、決済代行業者に払ってしまったわけですよね。そうすると、決済代行業者が、誤振込であったことについて悪意または重過失であれば、誤振込人である町から資金決済業者に対する不当利得返還請求が認められたのではないかと考えられます。

青山：本事件で決済代行業者に重過失を認めることができるかは、かなり微妙だと思うのですが.....。

白石：実際に本事件で考えられていたのは、賭博の賭け金だから資金移動契約が公序良俗違反で無効になるので、決済代行業者の被告人に対する不当利得返還債務が生じるということですね。それを被告人が受け取る前に、町が差し押さえればよいと。ただ、不法原因給付ではないのかという気もしますけれども。

青山：確かにそうですね.....。結局本事件のような事案が起きた場合、現在の銀行実務ではその大半が組戻しで対応できているのでしょうか。

白石：組戻しというのは、受取人が OK しないとできません。身に覚えのないお金が入ってきたときに、「いや、でもこれは俺のものだ」という人は世の中にそう多くはいないので、ほとんどの場合は組戻しで処理されているのだらうと思います。この事件の被告人も、最初は組戻しに応じるつもりだったのが、途中で翻意したのですよね。そのような場合には、組戻しでは対処できないので、他の方法を考えなければならないでしょう。

受取人が払戻しを受ける前であれば、預金口座を仮差押えすることは現行法

でもできるのではないのでしょうか。その後、受取人に対して不当利得返還請求訴訟を提起して債務名義を得れば、被仕向銀行から取り立てて誤振込金を回収することができそうです。

ただ、それだと誤振込人は独占的な回収を得ることはできませんね。そうするとやはり、誤振込であることの特殊性を考慮した、他の債権者にも優先できる地位を、誤振込人に与えなければならないということになるのでしょうか。

青山：加えて、本事件では時間的に余裕がなかったと思われます。

白石：確かに時間的には厳しかったのだらうと思います。当日か翌日に、カジノに使ってしまったわけですね。ですから、仮差押えを申し立てても間に合わなかったかもしれません。

あとは銀行に期待するといったところでしょうか。資金移動ができないように、システム上ブロックをかけてもらうことを期待するのでしょうかね……。そのようにすれば、お金は出て行かないので、あとはゆっくり不当利得返還請求をすればよいのですが、それでも物権的地位は与えられないとすると、他の債権者との競合になってしまうという問題は残ります。結局は、価値のレイ・ヴィンディカティオを認めるか、あるいは騙取金弁済の判例を応用して取り返すか、そのいずれかになるのでしょうか。もっとも、後者のほうは、受取人からさらに資金の交付を受けた者に資力があることが前提になりますが、本事件だと決済代行業者には資力があるので、その方法を用いれば取り返せたのかもしれない。

青山：わかりました。人間にミスはつきものですので、今後も誤振込事案は発生してしまうと思います。本事件を通して、より一層の議論の発展が見込まれることを願います。お話ししていただきありがとうございました。